

平成 22 年 8 月 16 日
企業会計基準委員会

「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会は、金融商品会計に関する国際的な会計基準の取扱い及びその動向を踏まえつつ、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)の全面的な見直しについて審議を進めております。その一環として、平成 21 年 5 月には、「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」を公表し、これに対して寄せられたコメントを参考にして検討してきました。また、論点整理公表後の平成 21 年(2009 年)11 月には、国際会計基準審議会(IASB)が金融資産の分類及び測定に関して、国際財務報告基準(IFRS)第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)を公表しました。そこで、当委員会は、IFRS 第 9 号とのコンバージェンスを念頭に金融資産の分類及び測定を中心とする検討を先行して進めてきましたが、平成 22 年 8 月 5 日の第 207 回企業会計基準委員会において、標記の検討状況の整理(以下「本検討状況の整理」という。)の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

なお、金融資産の分類及び測定に加えて、金融負債の分類及び測定、減損並びにヘッジ会計も含めた包括的な金融商品会計基準見直しの公開草案は、平成 23 年上期に公表する予定ですが、IASB の金融商品会計プロジェクトの進捗状況によっては変わる可能性があります。

本検討状況の整理の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本検討状況の整理に関するコメントがございましたら、平成 22 年 11 月 30 日(火)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メ ー ル : kinsho-kentojokyo_2010_asbjdp@asb.or.jp

ファクシミリ : 03-5510-2717

本検討状況の整理の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本検討状況の整理の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本検討状況の整理の本文をお読みくださいますようお願い申し上げます。

目 的（第 1 項、第 2 項）

本検討状況の整理は、金融商品会計の現行基準の見直しプロジェクトの一環として、金融商品会計基準及びこれに関連する適用指針の取扱いを見直すにあたり必要な内容を整理することを目的とする。

本検討状況の整理では、これらのうち、金融商品の定義等に関連する金融商品の範囲並びに金融資産の分類及び測定（減損（貸倒引当金又は貸倒損失）を除く。）を扱っている。

金融商品の範囲（第 8 項から第 11 項、第 46 項から第 52 項）

金融資産、金融負債及びデリバティブの定義は、金融商品会計基準においては商品名の列挙により行われ、日本公認会計士協会から公表されている「金融商品会計に関する実務指針」において定義が補足されている。本検討状況の整理の会計基準（案）では、この定義の仕方を変更し、金融資産、金融負債及びデリバティブをその特徴により定義し、商品名を例示することが考えられるとしている。

また、デリバティブの特徴の 1 つとされる純額決済性については、IFRS と同様に、削除することが考えられるとしている。

金融資産の分類及び測定の基本的なモデル（第 15 項、第 56 項、第 58 項から第 66 項）

金融資産の分類及び測定に関して、本検討状況の整理は IFRS 第 9 号を基礎として、主な分類を償却原価測定のカテゴリ及び公正価値測定のカテゴリの 2 つとする混合測定属性アプローチを採用している。償却原価を適用する金融資産は、金融資産を管理する事業モデル及び金融資産の契約キャッシュ・フロー特性の 2 要件により分類することが考えられるとしている。

公正価値測定の選択肢（いわゆる公正価値オプション）（第 17 項、第 70 項から第 73 項）

一定の条件の下で、いわゆる公正価値オプションを設けることが考えられるとしている。すなわち、会計上のミスマッチが取り除かれる又は大幅に削減されることを条件として、金融資産を公正価値で測定し評価差額を純損益とするとの指定を、当初認識時に限り許容することが考えられるとしている。

公表される市場価格のない株式の分類（第 18 項、第 74 項から第 82 項）

公表される市場価格のない株式への投資について、公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案（【案

1】、及び、公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案（【案2】）の2つの考え方を示している。

分類の変更（第25項、第34項から第36項、第88項から第91項）

企業が、金融資産を管理する事業モデル（第15項（1））を変更した場合、影響を受ける金融資産の分類をすべて変更することが考えられるとしている。この場合の分類変更日は、事業モデル変更の翌事業年度の期首とすることが考えられるとしている。

株式への投資に関するその他の包括利益での評価差額の認識（いわゆる OCI オプション）（第30項ただし書き、第31項、第92項から第112項）

本検討状況の整理では、IFRS第9号のOCIオプションと同様に、一定の株式について、公正価値測定の評価差額をその他の包括利益に認識する取扱いを設けることとしている。なお、IFRS第9号と同様に、その他の包括利益で認識された金額をその後の売却等によっても純損益に認識しない（リサイクリングを行わない）ことが考えられるが、これまでの我が国の会計慣行等に大きな影響を及ぼすため、リサイクリングを行わない案（第31項【案A】）及びリサイクリングを行う案（第31項【案B】）の2つの考え方を示している。

表示及び注記事項（第38項から第40項、第124項から第126項）

現行の金融商品会計基準では、金融商品に係る事項として、金融商品の状況に関する事項及び金融商品の公正価値等に関する事項の注記を定めている。本検討状況の整理では、IAS第1号「財務諸表の表示」及びIFRS第7号「金融商品：開示」のうち、IFRS第9号を受けて改訂された部分を基礎として、これら既存の取扱いに付け加える内容を示している。

外貨建取引等会計処理基準への影響（第127項から第130項）

本検討状況の整理の会計基準（案）で示される取扱いを受けて、外貨建取引等会計処理基準のうち、想定される変更をまとめている。

外貨建債券の場合、公正価値又は償却原価のいずれかで測定されるが、いずれの場合も、決算時の為替相場による換算差額は純損益に反映することが考えられるとしている。

また、外貨建株式の場合、第30項本文によると、決算時の為替相場による換算差額は、原則として純損益に認識するが、第30項ただし書きによりOCIオプションの指定を行う場合には、その評価差額に決算時の為替相場による換算差額を含めることとなるとしている。

適用指針（案）（A1項からA51項、参考）

本検討状況の整理では、会計基準（案）と同様に、概ね、IFRS第9号の適用指針を基礎として適用指針（案）を示している。金融資産を管理する事業モデルの要件、金融資産の契約キャッシュ・フロー特性の要件に関する具体的な指針、契約上リンクしてい

るトランシェの取扱い、公表される市場価格のない株式への投資について取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の指針等を提供している。

コメント提出者への質問

本検討状況の整理は、前述のとおり、特に金融資産の分類及び測定に関して、IFRS 第 9 号を基礎としており、金融資産を管理する事業モデルとその契約キャッシュ・フロー特性に基づいて、償却原価測定、又は、公正価値測定のいずれかで分類することとしています。また、一定の金融資産に対しては、評価差額をその他の包括利益に認識する指定を許容することとしています。

このように、IFRS 第 9 号とのコンバージェンスを図っていく場合であっても、一部の事項について一層の検討を要するとの意見もあります。当委員会では、今後の審議の参考とするため、そうした事項のうち特に重要と考えられる点を次のような質問として掲げることとしました。なお、コメントの対象はこれらに限られるものではなく、また、すべての質問に回答いただく必要もありません。コメントや回答にはそのように考える理由も具体的にご記載ください。

(質問 1) 公表される市場価格のない株式への投資の分類 (第 18 項及び第 74 項から第 82 項参照)

第 18 項では、公表される市場価格のない株式への投資について、公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案 (【案 1】) 及び、公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案 (【案 2】) の 2 つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

(質問 2) 一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング (第 31 項及び第 96 項から第 103 項参照)

第 31 項では、第 30 項ただし書きの指定を行った場合 (一定の株式に関して、公正価値の評価差額をその他の包括利益に認識する指定を行った場合) において、その他の包括利益に認識された金額をその後の売却等によっても純損益に認識しない (リサイクリングを行わない) 案 (【案 A】) と、純損益に認識する (リサイクリングを行う) 案 (【案 B】) の 2 つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

(質問 3) 外貨建取引等会計処理基準への影響 (第 127 項から第 130 項参照)

平成 11 年に改正された外貨建取引等会計処理基準は、現行の金融商品会計基準の有価証券の分類及び測定を反映した取扱いとなっています。第 128 項から第 130 項では、会計基準 (案) で示された取扱いによって想定される変更を掲げています。このような点を含め

て、当委員会が今後さらに検討する必要があるか否かについて、どのように考えますか。

(質問4) 適用指針(案)の改善の方向性(A38項参照)

適用指針(案)は、IFRS第9号の適用指針を基礎として作成されています。当委員会の検討においては、A38項に掲げる項目について、より詳しいガイダンスが必要との指摘がありますが、どのように考えますか。適用指針(案)について、さらに改善が必要な点がありますか。

以 上